

# 入札説明書

## 北海道 PCB 廃棄物処理施設 建築施設維持管理業務（令和 5 年度）

### （配 布 資 料）

1. 入札説明書	6 頁
2. 入札（見積）者に対する指示書	1 7 頁
3. 契約書（案）	5 頁
4. 仕様書（別紙含む）	2 1 頁
5. 競争参加資格確認申請書	1 頁
6. 質問回答書	1 頁
7. 開札立会申込書	1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

# 入札説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 廃棄物処理施設 建築施設維持管理業務（令和5年度）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年2月22日

2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修

## 3 業務内容

- (1) 件名 北海道 PCB 廃棄物処理施設  
建築施設維持管理業務（令和5年度）
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 業務期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (4) 業務場所 北海道室蘭市仲町14番地7  
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、業務一式あたりの金額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 本件は競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し発注するものである。

## 4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和5年3月8日）において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格（資格の種類：役務の提供等、営業品目：建物管理等各種保守管理、競争参加地域：北海道）を有すること。ただし、令和4・5・6年度と同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。また、令和4・5・6年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (7) 北海道内に本支店又は営業所を有すること。
- (8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (10) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

## 5 担当部課

〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7  
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所  
総務課 担当：竹本 (takemoto@jesconet.co.jp)  
電話 0143-22-3111 FAX 0143-22-3001

## 6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書作成説明会 無し
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出
  - ① 提出期間：令和5年2月22日(水)～令和5年3月8日(水)  
行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、午前10時～午後4時(午後12時～午後1時は除く。以下同じ。)
  - ② 提出場所：5に同じ。
  - ③ 提出方法：持参又は送付(送付の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとし、提出期間末日までに必着。)
  - ④ 提出部数：1部
- (4) 競争参加資格確認申請書  
競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。
- (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日 令和5年3月10日(金)
- (6) その他
  - ① 競争参加申請書申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
  - ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。
  - ⑤ 提出された競争参加資格確認申請書に関して中間貯蔵・環境安全事業株式会社が説明を求めた場合は応じること。
  - ⑥ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

## 7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限：令和5年3月14日(火) 午後4時
  - ② 提出場所：5に同じ。

- ③ 提出方法：持参又は送付（送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。）  
(2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和5年3月15日（水）までに書面により回答するものとする。

## 8 発注説明書に対する質問及び回答

- (1) 本調達を受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面（別添「質問回答書」）により提出すること。
- ① 提出期限：〔競争参加資格等に関するもの〕  
令和5年2月22日（水）～令和5年2月28日（火）午後4時  
〔発注内容に関するもの〕  
令和5年3月10日（金）～令和5年3月15日（水）午後4時
- ② 提出場所：5に同じ。
- ③ 提出方法：持参又はFAX
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。（希望者にはFAXします。）
- ① 期 間：〔競争参加資格等に関するもの〕  
令和5年3月1日（水）～令和5年3月7日（火）  
〔発注内容に関するもの〕  
令和5年3月16日（木）～令和5年3月20日（月）
- ② 場 所：5及び次の場所。  
北海道室蘭市御崎町1-9-8  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所  
PCB処理情報センター 電話0143-23-7015

## 9 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和5年3月22日（水） 午後2時
- (2) 提出場所：5に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は送付（送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。）
- (4) その他：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
入札書の日付は、入札書提出期限(令和5年3月22日)迄の日付を記入すること。

## 10 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：令和5年3月23日（木） 午前10時30分
- (2) 場 所：北海道室蘭市仲町14番地7  
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所  
当初施設1F事務所

## 11 開札

開札は、入札者又は入札者に常時雇用されている者（以下「入札者等」という。）で希望する者を立ち合わせて行い、入札者等が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札者等で開札の立ち会いを希望する者は、次に従い、書面（別添「開札立会申込書」）

により申し込むこと。申し込みの無い者は開札に立ち会うことができない。

① 提出期限：令和5年3月22日(水) 午後2時

② 提出場所：5に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送又はFAX

また、開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 12 入札保証金

免除

## 13 契約保証金

免除

## 14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札(見積)者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

## 15 落札者の決定方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 16 手続における交渉の有無

無し

## 17 契約書作成の要否等

別添「契約書(案)」により、契約書を作成するものとする。

## 18 支払条件

別添「契約書(案)」による。

## 19 火災保険等の付保の要否

無し

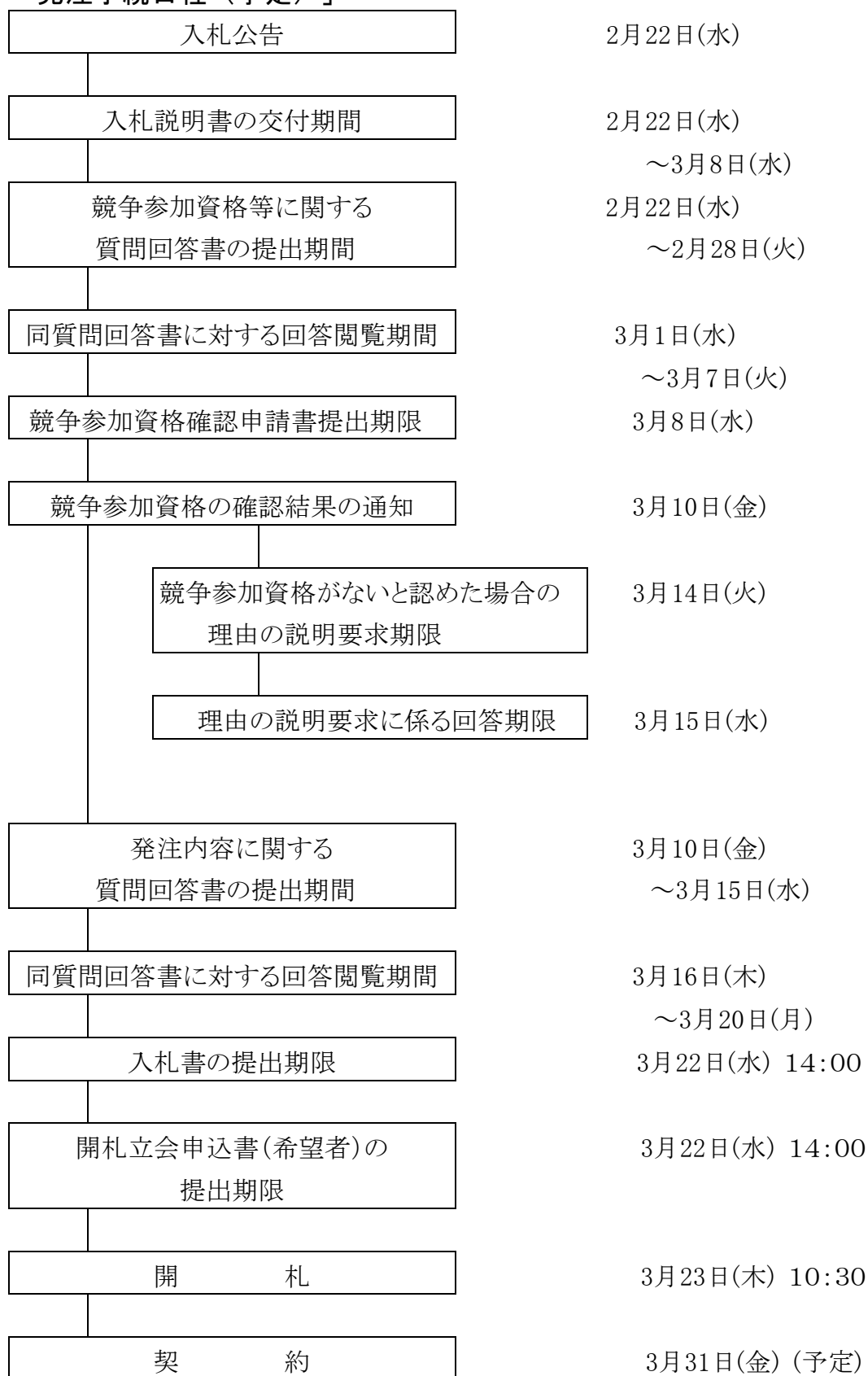
## 20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

## 21 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「入札(見積)者に対する指示書」を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 別添様式等
  - ① 入札(見積)者に対する指示書
  - ② 契約書(案)
  - ③ 仕様書
  - ④ 競争参加資格確認申請書
  - ⑤ 質問回答書
  - ⑥ 開札立会申込書

別紙 「発注手続日程（予定）」



※期間については、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、午前10～12時及び午後1～4時

# 入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する点検業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

## 一 入札執行上の注意事項

### 第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、現場説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は様式第3号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
  - ① 代理人により入札する場合は、委任状（様式第1号-1）を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
  - ② 代理人（様式第1号-2）が復代理人を選任する場合は、復代理人（様式第2号）に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
  - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
  - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
  - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。



入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第9号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

## 第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
- 10 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 11 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 12 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

## 第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第8号により申し込むこととする。
- 2 落札者の決定方法
  - ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
  - ② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
  - ③ 調査基準価格を下回った場合の措置  
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
- 4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メール又はFAXにより通知する。
- 5 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。  
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。
- 6 前号の再度の入札の結果、落札者がいないときは、最低価格提示者と見積合せを行う。

#### 第6 見積あわせの場合の準用

- 1 第1から第5に規定する事項（第5第3号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

## 二 契約上の注意事項

### 第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後14日以内に契約金額内訳書を提出すること。

- 4 着手届は様式第5号により、業務責任者届は様式第4号により経歴書（様式第4号-1）を添えて、それぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ下請負の承認を得なければならない。

## 第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

## 第3 契約代金の支払

- 1 業務の履行が完了したときは、完了届（様式第6号）を提出するものとする。
- 2 代金は、会社の検査に合格後、代金支払請求書（様式第7号）に基づき振込み支払いとする。

## 三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号-1)

## 委 任 状

私は、(会社名 \_\_\_\_\_)、所属部課名 \_\_\_\_\_、  
氏名 \_\_\_\_\_) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 \_\_\_\_\_

委任事項 入札(見積)に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号-2)

## 委 任 状

私は、(支社名 \_\_\_\_\_、所属部課名 \_\_\_\_\_、  
氏名 \_\_\_\_\_) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 \_\_\_\_\_

- 委任事項
- 一 入札（見積）に関すること。
  - 二 復代理人を選任すること。
  - 三 契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
  - 四 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)  
委 任 状

私は、(支社名 \_\_\_\_\_、所属部課名 \_\_\_\_\_、  
氏名 \_\_\_\_\_) を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 \_\_\_\_\_

委任事項 入札(見積)に関すること。

復 代 理 人 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代 理 人 \_\_\_\_\_ 印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

## 入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業 務 名 \_\_\_\_\_

上記の金額により内訳書を添えて入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理人又は復代理人氏名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

(注) 送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。  
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

## 入札（見積）書封かん例

（表面）

業務名	令和 年 月 日	入札（見積）書
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿		
入札者の名称		
社名等		

（裏面）

印
印
印

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。



(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 業務責任者届

業 務 名 \_\_\_\_\_

上記業務について、(氏名 \_\_\_\_\_) を業務責任者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けいたします。

(様式第4号-1)

## 経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

(様式第5号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 着 手 届

業 務 名 \_\_\_\_\_

上記業務について、令和 年 月 日に着手いたしますので、  
お届けいたします。

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 完 了 届

業 務 名 \_\_\_\_\_

上記業務について、令和 年 月 日に完了いたしましたので、  
お届けいたします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名 印

## 代金支払請求書

業 務 名 \_\_\_\_\_

上記業務について、令和 年 月 日に完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いいたします。

振込指定金融機関 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

預 金 種 別 \_\_\_\_\_

口 座 番 号 \_\_\_\_\_

口 座 名 義 \_\_\_\_\_

(様式第8号)

## 開札立会申込書

業務名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	北海道室蘭市御崎町1丁目9番地8 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 PCB処理情報センター
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。  
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出  
提出期限 令和 年 月 日 ( ) 時  
提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7  
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課  
FAX 0143-22-3001 電話 0143-22-3111  
提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 入札（見積）辞退書

業 務 名 \_\_\_\_\_

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

## 質問・回答書

業務名			
会社名			
担当者名			
印			
印			
質問番号	仕様書頁	質問	回答

- 1 質問がある場合はこの様式により提出してください。
- 2 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社



# 建築施設維持管理業務契約書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）とは建築施設維持管理について、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、北海道PCB廃棄物処理施設（住所 室蘭市仲町14番地7）及びPCB処理情報センター（住所 室蘭市御崎町1丁目9番地8）の建築施設維持管理業務（以下、「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- （2）業務内容 別紙特記仕様書のとおりとする。（管理対象設備の種類・数量及び業務等の範囲は別紙設備管理点検一覧による。）
- （3）契約金額 金 円  
（うち消費税及び地方消費税の相当額 円）

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（一括再委託の禁止）

第3条 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であって、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（調査等）

第4条 甲は、業務の処理状況について、随時に調査し、乙に対して、報告を求め又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（業務の内容の変更等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知の上、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の処理を一時中止させることができる。この場合において、契約金を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（業務監督員）

第6条 甲は乙の業務について必要な連絡及び指導に当る業務監督員を定め、乙に通知するものとする。

(業務責任者)

第7条 乙は、業務の処理について業務責任者を定め、甲に通知するものとする。業務責任者を変更した場合も同様とする。

(業務責任者の変更請求等)

第8条 甲は業務責任者の処理が著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な処置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 乙は、第1条の業務の処理に関し、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(完了届等の提出)

第10条 乙は、第1条の各月の業務を完了したときは、7日以内に業務完了通知書を甲に提出するものとし、業務の成果品(報告書)を提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する業務の完了通知書の提出を受けたときは、その日から起算して14日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

(契約金の請求及び支払方法)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって契約金の請求を月末締め翌月5日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、業務完了の翌月末までに支払をするものとする。

3 この場合の振込みに係る手数料は甲が負担とする。

4 契約金額の支払いは次のとおりとする。

支払月 令和5年5月から令和6年4月までの期間の毎月払いとする。

支払月額 契約金額の1/12にあたる額とする。

金 円

(うち消費税及び地方消費税の相当額 円)

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由なく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。

- 二 第3条又は第16条の規定に違反したとき。
- 三 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができな  
いと認められるとき。
- 四 第14条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 五 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号におい  
て同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員  
又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この  
号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年  
法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員  
（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号にお  
いて同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害  
を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると  
き。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する  
など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい  
ると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認  
められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイ  
からホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと  
認められるとき。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購  
入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲  
が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該  
検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する  
金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

第13条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるとき  
きは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼ  
したときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 業務内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 甲が第16条の規定に違反したとき。
  - 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第15条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第12条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、契約が解除されていた場合において、貸与品のあるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の技術上及び営業上の資料、図面、知識、データ、ノウハウ、その他甲又は乙が秘密とした情報を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

第17条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償等の徴収)

第18条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条第一項の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(業務の中止)

第19条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等の自然現象による災害、戦争、暴動、内乱、放火、テロ行為、外部企業のロックアウト又はストライキ、ゼネラルストライキ、法令・規則の変更、裁判所の判決・命令、行政庁の命令・勧告、その他人為的な現象（以下、「不可抗力」という。）であって甲乙双方の責に帰すことができないものにより、乙がこの契約上の義務を履行することができないと認められるときは、乙は、業務履行の中止内容を直ちに甲に通知して、当該業務の全部又は一部の履行を中止することができる。

2 甲は、前項の規定により乙が業務の履行を一時中止した場合において、合理的に必要な場合は、履行期間若しくは契約金額を変更するものとする。

3 第1項の規定による乙の業務履行の中止期間が30日をこえるときは、その後の対応について甲乙双方が別途協議するものとする。

(直轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない項目)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者押印の上各自1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 北海道室蘭市仲町14番7  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所  
所長 松本 修

乙

## 特記仕様書

1. 委託名 北海道PCB廃棄物処理施設 建築施設維持管理業務(令和5年度)
2. 委託期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日までとする。
3. 委託場所 北海道PCB廃棄物処理施設(当初及び増設施設)
4. 委託内容  
本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の建築保全業務共通仕様書（平成30年版）に定めるところに従うほか、本特記仕様書に従い入念かつ完全に施行するものとする。
5. 維持管理業務の内容  
管理対象設備の種類・数量は、別紙設備管理点検一覧による。  
管理対象設備の点検項目は、建築保全業務共通仕様書のとおりとする。
6. 建築設備管理  
設備機器その他において異常な箇所や状況を発見した場合には、速やかにJESCOに報告し、指示のもとに修理を行い、運転を中断することがないように応急処置し、遅滞なく状況及び事後処理を報告するものとする。
7. 設備の故障対応  
故障時の緊急事態に備え、**24時間連絡可能な組織体制**となっていること。  
(JESCOからの連絡後、担当者との協議の上、速やかに現場対応を行うこと。)
8. 補修  
設備機器その他の損耗に関し、取り替え補修等の処理依頼を事前に行うものとする。その費用は協議の上、JESCOに請求するものとする。
9. 実績報告  
業務委託を完了した時は、7日以内に、業務完了届を、また、検査合格時に当該業務委託の処理状況を記載した実績報告書を提出するものとする。
10. その他  
仕様書に定めのない事項については、JESCOの指示を受けるものとする。

当初施設

建築

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
屋根	10814	屋上	10814		◎						◎					2	0	21628	0
シャッター	2	1F搬入室	8	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	11	8	88
	1	1F搬入室																	
	1	1F搬出室																	
	2	1FSD搬入室																	
	2	1F搬出室																	
自動ドア	1	1F風除室A (外側)	3	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	2	10	6	30
	1	1F風除室A (内側)																	
	1	1F風除室B																	

電気設備

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
分電盤	1	1F事務管理室 (1KL-1)	3	○		○		○		○		○		○		0	6	0	18
	1	2FEPS (2KL-2)																	
	1	3FEPS (3KL-3)																	
制御盤	1	1FEPS (1KP-1)	2	○		○		○		○		○		○		0	6	0	12
	1	3FEPS (3KP-3)																	
拡声装置 (制御盤)	1	2F中央制御室	1		○		○		○		○		○		○	0	6	0	6
テレビ共同受信装置 (増幅器)	1	4F活性炭吸着塔室 (4KT-1)	1		○		○		○		○		○		○	0	6	0	6
監視カメラモニター	2	1F事務管理室	4		○		○		○		○		○		○	0	6	0	24
	2	2F中央制御室																	
デジタルレコーダー	1	2F電算機室	1		○		○		○		○		○		○	0	6	0	6
リモート操作機	1	1F事務管理室	2		○		○		○		○		○		○	0	6	0	6
	1	2F中央制御室																	
電話設備 (制御盤)	1	2F中央制御室	1		○		○		○		○		○		○	0	6	0	6
避雷導線	201	3F屋上	3066		◎		○		○		◎		○		○	2	4	6132	12264
	2658	4F屋上																	
	207	塔屋屋上																	
地震計	1	1F電気室	1		○		○		○		○		○		○	0	6	0	6
電気パネルヒーター	1	1F管理室男子WC	17																
	1	1F管理室女子WC																	
	1	1F男子WC (処理棟)																	
	1	1F女子WC (処理棟)																	
	1	1F控室A WC (処理棟)																	
	1	1F控室B WC (処理棟)																	
	1	1F払出室WC (処理棟)																	
	1	1F前室1 WC (処理棟)																	
	1	1F前室7 WC (処理棟)																	
	1	2F中制前男子WC																	
	1	2F中制前女子WC																	
	1	2F見学者障害者WC																	
	1	2F見学者男子WC																	
	1	2F見学者女子WC																	
	1	3F来賓男子WC																	
	1	3F来賓女子WC																	
	1	3F管理室男子WC																	
1	3F管理室女子WC																		





有圧換気扇	1	1F倉庫1-1	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	6	0	132			
	1	1F倉庫1-2																			
	1	1Fシャワー室																			
	1	1F男子更衣室																			
	1	1F女子更衣室																			
	1	1F湯沸室																			
	1	1F倉庫1-3																			
	1	1F仮眠室																			
	1	1F倉庫1-4																			
	1	2F湯沸室																			
	1	2F見学者障害者WC																			
	1	2F倉庫2-1																			
	1	3F来賓給湯室																			
	1	3F倉庫3-1																			
	1	3F湯沸室																			
	1	3F女子更衣室																			
	1	3F仮眠室																			
	1	3F洗濯室																			
	1	3F乾燥室																			
	1	3F機械室																			
	1	3F女子シャワー室																			
1	3F倉庫3-2																				
排煙機	1	4F屋上	1												0	0	0	0			
送風機	1	3Fエレベーターホール	1	○			○				○			○				0	4	0	4
冷却用送風機	1	3Fエレベーターホール	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12
全熱交換機	1	2F電算機室	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	6	6	12
	1	2F中央制御室																			
貯湯タンク	1	3F機械室	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12
給水ポンプ	2	1F上水ポンプ室	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	24
循環ポンプ	2	3F機械室	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	24
電気温水器 (20ℓ未満)	1	2F見学者男子WC	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	24
	1	1F湯沸室																			
	1	2F湯沸室																			
	1	3F来賓湯沸室																			
	2	1F男子WC (処理棟)																			
	2	1F女子WC (処理棟)																			
	1	1F救護室 (処理棟)																			
	1	2F見学者障害者WC																			
	1	2F中制前男子WC																			
	1	2F中制前女子WC																			
	1	3F来賓男子WC																			
	1	3F来賓女子WC																			
	2	3F管理室男子WC																			
	2	3F管理室女子WC																			
2	3Fシャワー室																				
電気温水器 (20ℓ~80ℓ)	1	1F管理室男子WC	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	72
	1	1F管理室女子WC																			
	1	2F見学者男子WC																			
	2	2F見学者女子WC																			
電気温水器 (80ℓ以上)	3	3F湯沸室																			
3	3F機械室																				

監視制御設備

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
監視制御器	1	2F中央制御室	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12



手洗い洗面器	2	1F管理室男子WC	31	◎	◎	◎	◎	4	124
	2	1F管理室女子WC							
	2	1F男子WC (処理棟)							
	2	1F女子WC (処理棟)							
	1	1F上水ポンプ室							
		1F救護室 (処理棟)							
	1	1F控室A WC (処理棟)							
	1	1F控室B WC (処理棟)							
	1	1F払出室WC (処理棟)							
	1	1F前室1 WC (処理棟)							
		1F前室7 WC (処理棟)							
	1	2F中制前男子WC							
	1	2F中制前女子WC							
	1	2F見学者障害者WC							
	3	2F見学者男子WC							
	4	2F見学者女子WC							
	1	3F来賓男子WC							
	1	3F来賓女子WC							
	2	3F管理室男子WC							
	2	3F管理室女子WC							
	2	3Fシャワー室							

増設施設

建築

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
シャッター	2	1F搬入室	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	96
	1	1F搬入室																	
	2	1F固形物搬出室																	
	1	1F搬出室																	
自動ドア	1	1F風除室A(外側)	4	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	2	10	8	40
	1	1F風除室A(内側)																	
	1	1F風除室B(外側)																	
	1	1F風除室B(内側)																	

電気設備

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
分電盤	1	1F事務管理室(1KL-1)	6	○		○		○		○		○		○		0	6	0	36
	1	2F通路2-1(2KL-1)																	
	1	3FEPS(3KL-1)																	
	1	4FEPS(4KL-1)																	
	1	1F作業員通路1-1(1L-1)																	
	1	1F作業員通路1-1(1L-3)																	
制御盤	1	2FEPS(2KP-1)	2	○		○		○		○		○		○		0	6	0	12
	1	4F倉庫4-1(4KP-1)																	
拡声装置(制御盤)	1	3F中央制御室	1		○	○			○		○		○		○	0	6	0	6
テレビ共同受信装置(増幅器)	1	M3FEPS(3KT-1)	1		○	○			○		○		○		○	0	6	0	6
監視カメラモニター	2	1F事務管理室	4		○	○			○		○		○		○	0	6	0	24
	2	3F中央制御室																	
リモート操作機	1	1F事務管理室	2		○	○			○		○		○		○	0	6	0	12
	1	3F中央制御室																	
電話設備(制御盤)	1	3F中央制御室	1		○	○			○		○		○		○	0	6	0	6
避雷導線	1536	6F屋上	1536		○	○			○		○		○		○	0	6	0	9216
電気パネルヒーター	1	1F管理室男子WC	15																
	1	1F管理室女子WC																	
	1	1Fメンテナンス業者詰所男子WC																	
	2	1F上水ポンプ室																	
	1	2FWC2-1																	
	1	2FWC2-2																	
	1	3F見学者障害者WC																	
	1	3F見学者男子WC																	
	1	3F見学者女子WC																	
	2	M3F男子WC																	
	1	M3F女子WC																	
	1	4F男子WC																	
	1	4F女子WC																	





有圧換気扇	1	1F長靴防寒具置場																		
	1	1F給湯コーナー																		
	1	1F男子更衣・シャワー室																		
	1	1F女子更衣・シャワー室																		
	1	1F女子ロッカー室																		
	1	1F管理室男子WC																		
	1	2F倉庫2-1																		
	1	2F女子更衣室	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	228	
	1	2F給湯コーナー																		
	1	2F清掃員詰所																		
	1	3F作業員通路3-2																		
	1	M3F給湯コーナー																		
	1	M3F倉庫3-1																		
	1	4F通路4-1																		
	1	4F倉庫4-1																		
1	4F倉庫4-2																			
1	4F倉庫4-3																			
排煙機	1	6F屋上	1												0	0	0	0		
送風機	1	1F上水ポンプ室	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	24		
	1	2F給湯設備室																		
全熱交換機	1	1F控室1-1	6	○											0	12	0	72		
	2	1Fメンテナンス業者詰所																		
	1	2F休憩室2-1																		
	1	2F休憩室2-2																		
	1	3F中央制御室																		
1	4F電算機室																			
貯湯タンク	1	2F給湯設備室	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12		
給水ポンプ	2	1F上水ポンプ室	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	24		
循環ポンプ	1	2F給湯設備室	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12		
電気温水器 (20ℓ未満)	1	1F管理室男子WC	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	240		
	1	1F管理室女子WC																		
	1	1Fメンテナンス業者詰所男子WC																		
	1	1Fメンテナンス業者詰所																		
	1	1F男子ロッカー室																		
	1	1F女子ロッカー室																		
	1	1F給湯コーナー																		
	1	2FWC2-1																		
	1	2FWC2-2																		
	1	2F給湯コーナー																		
	1	2F男子更衣室																		
	1	2F女子更衣室																		
	1	3F見学者障害者WC																		
	1	3F見学者男子WC																		
	1	3F見学者女子WC																		
	1	M3F男子WC																		
	1	M3F女子WC																		
	1	4F男子WC																		
1	4F女子WC																			
1	4F食堂休憩室																			
電気温水器 (20ℓ~80ℓ)	1	M3F給湯コーナー	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	24		
	1	4F食堂休憩室																		
電気温水器 (80ℓ以上)	1	2F給湯設備室	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12		

監視制御設備

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
監視制御器	1	3F中央制御室	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12

工作物・外構等

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期点検	日常点検	定期数量	日常数量
制御盤（監視ビット用）	1	屋外	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12
水中ポンプ（監視ビット用）	2	屋外監視ビット	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12
制御盤（排水ポンプ用）	1	屋外	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12
水中ポンプ（排水ポンプ用）	2	屋外排水ポンプ槽内	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	12	0	12
制御盤（ロードヒーティング用）	1	6F換気空調機械室	1								○	○	○	○	○	0	5	0	5
膨張タンク（ロードヒーティング用）	1	6F換気空調熱源機械室	1								○	○	○	○	○	0	5	0	5
熱交換機（ロードヒーティング用）	1	6F換気空調熱源機械室	1								○	○	○	○	○	0	5	0	5
2次ポンプ（ロードヒーティング用）	1	6F換気空調熱源機械室	1								○	○	○	○	○	0	5	0	5
不凍液注入ポンプ（ロードヒーティング用）	1	6F換気空調熱源機械室	1								○	○	○	○	○	0	0	0	0

清掃業務

名称	台数	設置場所	合計台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	清掃	清掃数量
パッケージ型空調和機	1	1F控室1-1	6													2	12
	4	1Fメンテナンス業者詰所															
	1	2F休憩室2-1		○													
	1	2F休憩室2-2															
	4	3F中央制御室															
	2	4F電算機室															
ユニット形空調和機	1	1F玄関ホール	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	48
	1	2F男子更衣室															
	1	M3F給湯コーナー															
	1	4F食堂休憩室															
ファンコイルユニット	1	1F玄関ホール	19													2	38
	6	1F管理事務室															
	2	1F会議室1-1															
	2	1F会議室1-2															
	1	1F男子更衣・シャワー室															
	1	1F女子更衣・シャワー室															
	2	1F見学者玄関ホール															
	4	2F会議室2-1															
	2	2F男子更衣室															
	1	2F女子更衣室		○													
	1	2F清掃員詰所															
	1	2F会議室2-2															
	1	2F会議室2-3															
	8	M3F作業員事務室															
	2	M3F会議室3-1															
	1	M3F会議室3-2															
	2	3F見学者ホール															
	3	3F見学者ホール															
	6	4F食堂休憩室															
空気清浄機	1	1F喫煙室	3	○				○				○			3	9	
	1	4F喫煙室															
	1	1Fメンテナンス業者詰所喫煙室															
全熱交換機	1	1F控室1-1	6													2	12
	2	1Fメンテナンス業者詰所															
	1	2F休憩室2-1		○													
	1	2F休憩室2-2															
	1	3F中央制御室															
	1	4F電算機室															





**施設巡回設備点検表**

確認	点検者

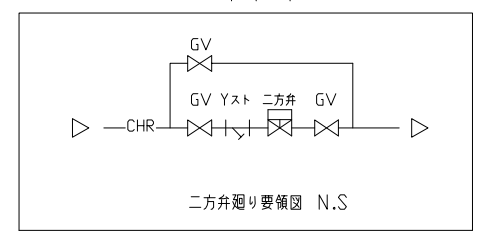
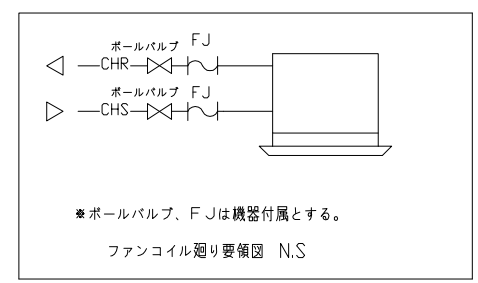
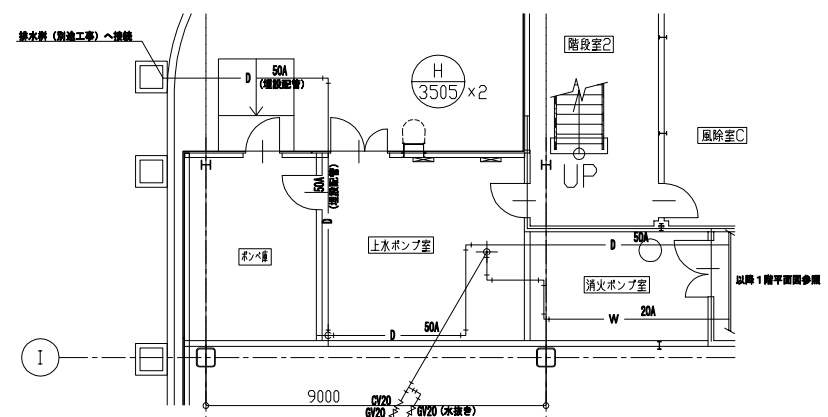
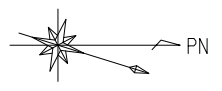
点検月日;           年    月    日( )

点検場所; 北海道PCB廃棄物処理施設

1)電気設備					2)空調設備					3)給排水衛生設備																		
種別	機番	点検事項	異常の有無	記事	種別	機番	点検事項	異常の有無	記事	種別	機番	点検事項	異常の有無	記事														
電話設備 (奇数月点検)	2F	電源状態	有・無	3KL-1分電盤	全熱交換器 (偶数月点検)	Z-2504	異音・振動	有・無	1KP-1分電盤	各トイレ・給湯室用 電気温水器 (毎月点検)	26台	電源状態	有・無															
		外観・機能確認	有・無				No.1	運転状況確認			有・無					漏水点検	有・無											
放送設備 (奇数月点検)	2F	電源状態	有・無				電算室	リモコン動作確認			有・無					吹出し弁	有・無											
		外観・機能確認	有・無				Z-2505	エレメント汚れ点検			有・無					水量調整弁	有・無											
		動作状態	有・無					No.2			異音・振動	有・無					ストレーナー清掃	有・無										
		音量ツマミ確認	有・無								運転状況確認	有・無																
		予備品等確認	有・無								リモコン動作確認	有・無																
聞き取り(不具合)	有・無					制御室	エレメント汚れ点検	有・無																				
テレビ共聴設備 (奇数月点検)	3F	電源状態	A			排風機類(天井扇) (偶数月点検)	22台	異音・振動			有・無				4)建築建具設備	自動ドア (毎月点検)	3台	異音・振動	有・無	異音・振動	有・無	開閉状況確認	有・無	開取り(不具合)	有・無	レール汚れ確認	有・無	
		外観・機能確認	有・無					運転状況確認			有・無																	
ITV設備 (奇数月点検)	2F	電源状態	有・無				見学室トイレ換気扇	0.55kw			電源測定	A													8台		制御スイッチ点検	有・無
		外観・機能確認	有・無				集塵機 (毎月点検)	1台			異音・振動	有・無											異音・振動				有・無	
		モニター写り確認	有・無								運転状況確認	有・無								開閉状況確認	有・無							
		録画機器確認	有・無								外観・機能確認	有・無								開取り(不具合)	有・無							
		時計表示	有・無		自動制御装置 集中監視システム (毎月点検)	1台	システム動作確認	有・無			警報履歴確認	有・無																
避雷針 (奇数月点検)	塔屋	設置状態確認	有・無		電気パネルヒーター (冬期間)	18台	電源状態	有・無			5)その他業務	種別   機番   点検事項   異常の有無   記事																
	1F	配線状態	有・無					外観・機能確認	有・無				1. 凍結防止ヒーター用電気ヒーター (冬期間)	管理棟   61ヶ所														
	2F	ケーブル断線	有・無			15℃設定値確認	有・無					1階		1KL-1電流測定				A	(冬期間)									
地震計 (奇数月点検)	1F	電源状態	有・無									2階		2KL-2電流測定				A										
		動作状態	有・無									3階		3KL-1電流測定				A										
												情報処理センター   6ヶ所																
												2. ロードヒーティング設備 (冬期間)																
												制御盤点検   2F																
												現在温度表示   ℃																
												温水二次ポンプ																
												A																
												運転圧力   Mpa																
												電流測定   A																
												異音・振動   有・無																
											グラント水点検   有・無																	
											B																	
											運転圧力   Mpa																	
											電流測定   A																	
											異音・振動   有・無																	
											グラント水点検   有・無																	
											二次側膨張タンク   1台																	
											外観・機能確認   有・無																	
											圧力計   Mpa																	
											プレート型熱交換器   1台																	
											1次側温度(温水)   ℃																	
											2次側温度(RH)   ℃																	
											外観・機能確認   有・無																	
											漏水点検   有・無																	
											3. 屋外監視ピット   外部																	
											内部点検   有・無																	
											(雨水)																	
											排水ポンプ   No.1																	
											電圧測定   V																	
											電流測定   A																	
											絶縁抵抗   MΩ																	
											異音・振動   有・無																	
											運転状況確認   有・無																	

※重点点検・特記事項														

改正番号	改正項目	確認



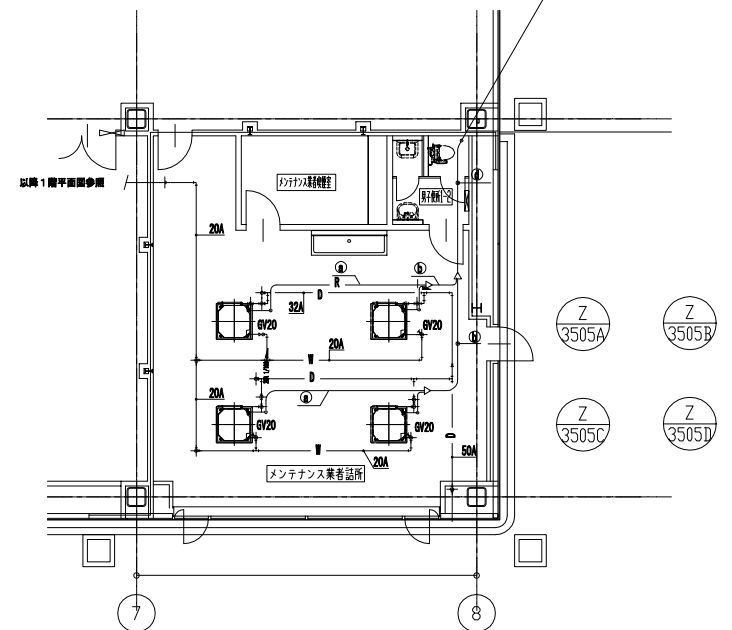
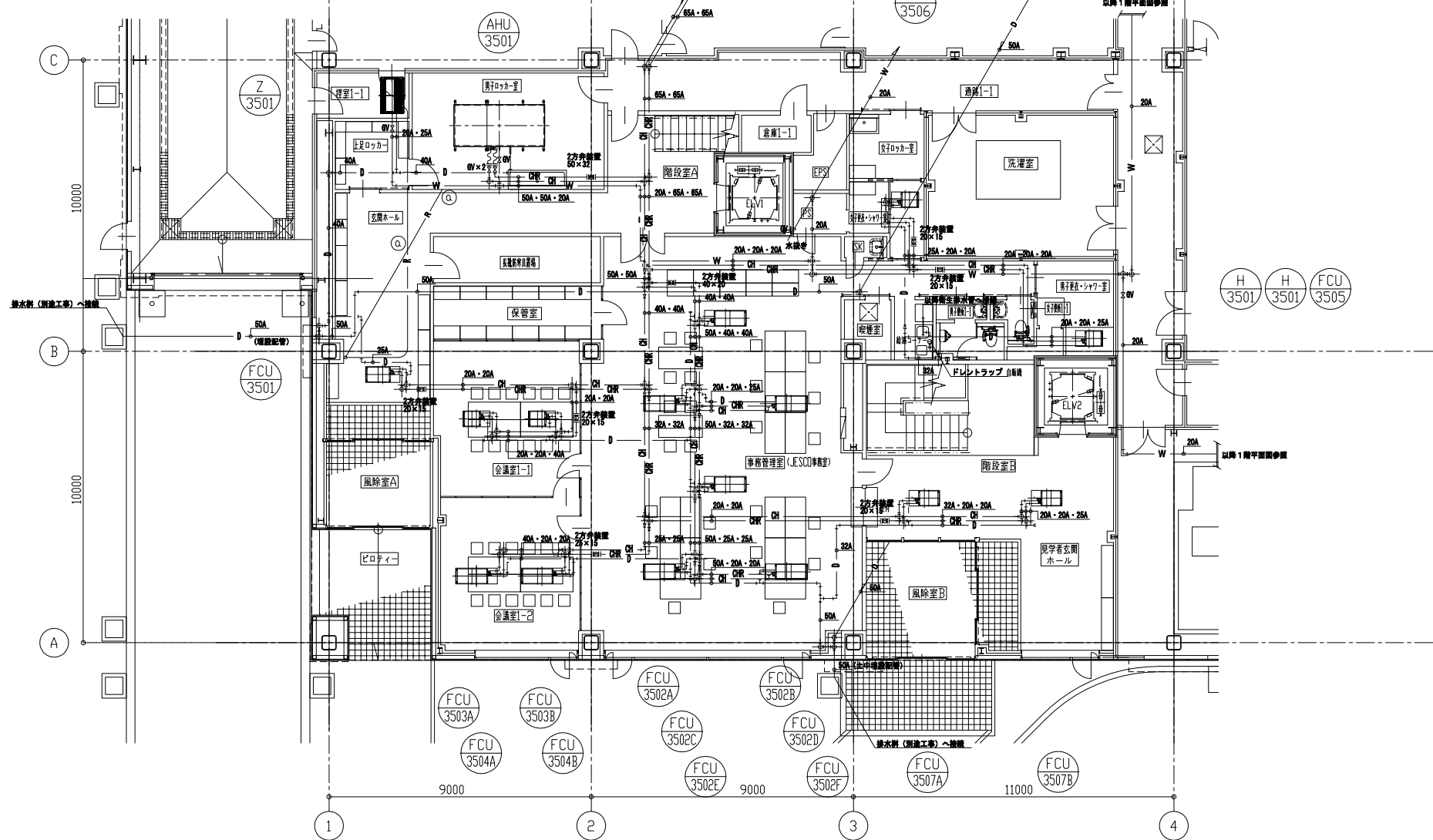
冷媒管 配管サイズ

記号	液管	ガス管	備考
(a)	6.4φ	12.7φ	
(b)	9.5φ	15.9φ	
(c)	9.5φ	19.1φ	
(d)	9.5φ	22.2φ	
(e)	12.7φ	25.4φ	

※ 防火区画貫通処理部分

バルブリスト

AHU-3501			
FJ50	2	冷温水	
GV50	2	冷温水	
GV20	1	加湿	
GV20	1	水抜	
2方弁装置50×32	1	冷温水	
電磁弁:20 (外調機内蔵)	1	加湿	
圧力計	2		
温度計	2		



■一級建築士 第329809 駒澤 謙吾  
■設備設計一級建築士 第753 鈴木光春  
設備関係規定に適合することを確認した

確認	太田	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	松田 平井	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)
校閲	武山	図面名称	建築機械設備 空調和設備 1階配管平面詳細図
製図	金沢 三浦	縮尺	1:100
組立図番			室蘭P2異工種建設工事共同企業体
図法	A1		CM2PZRM1022

改正番号	改正項目	確認

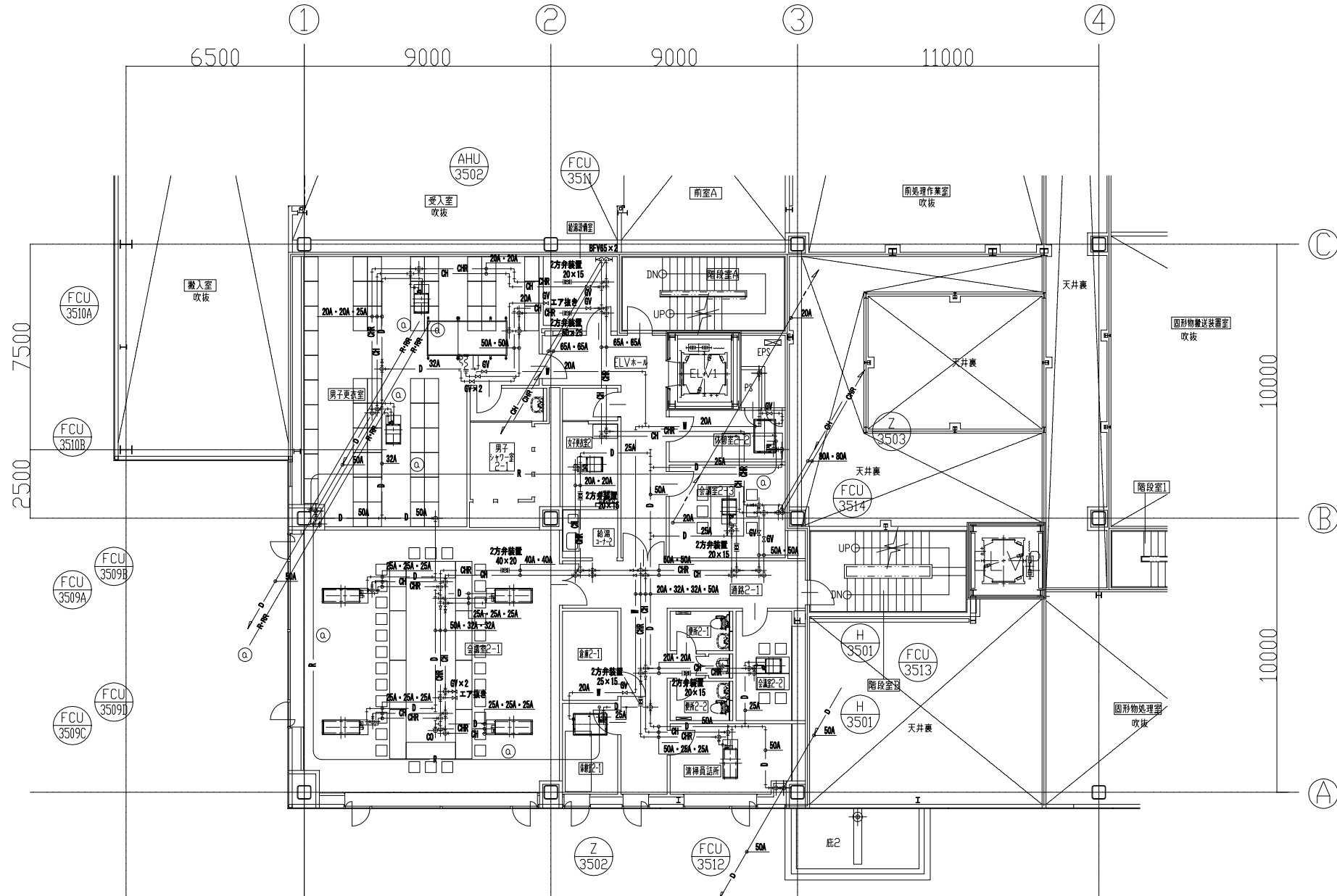
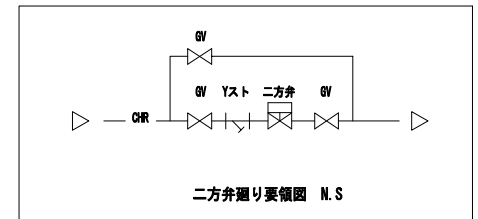
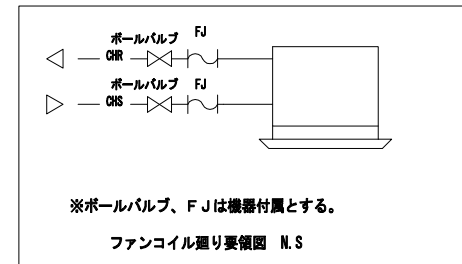
冷媒管 配管サイズ

記号	液管	ガス管	備考
①	6.4φ	12.7φ	
②	9.5φ	15.9φ	
③	9.5φ	19.1φ	
④	9.5φ	22.2φ	
⑤	12.7φ	25.4φ	

● 防火区画貫通処理部分

バルブリスト

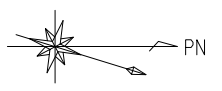
AHU-3502		
FJ50	2	冷温水
GV50	2	冷温水
GV20	1	加温
GV20	1	水抜
Z方弁装置50X25	1	冷温水
電磁弁: 20 (外機機内蔵)	1	加温
圧力計	2	
温度計	2	



2階平面図  
2FL=1FL+5000

■一級建築士 第329809 駒澤 謙吾  
■設備設計一級建築士 第753 鈴木光春  
設備関係規定に適合することを確認した

確認	太田	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	松田 平井	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)
確認	武山	図面名称	建築機械設備 空気調和設備 2階配管平面詳細図
製図	金沢 三浦	縮尺	1:100
縮尺	1:100	組立図書	室蘭P2異工種建設工事共同企業体
図法	A1	図番	CM2PZRM1023



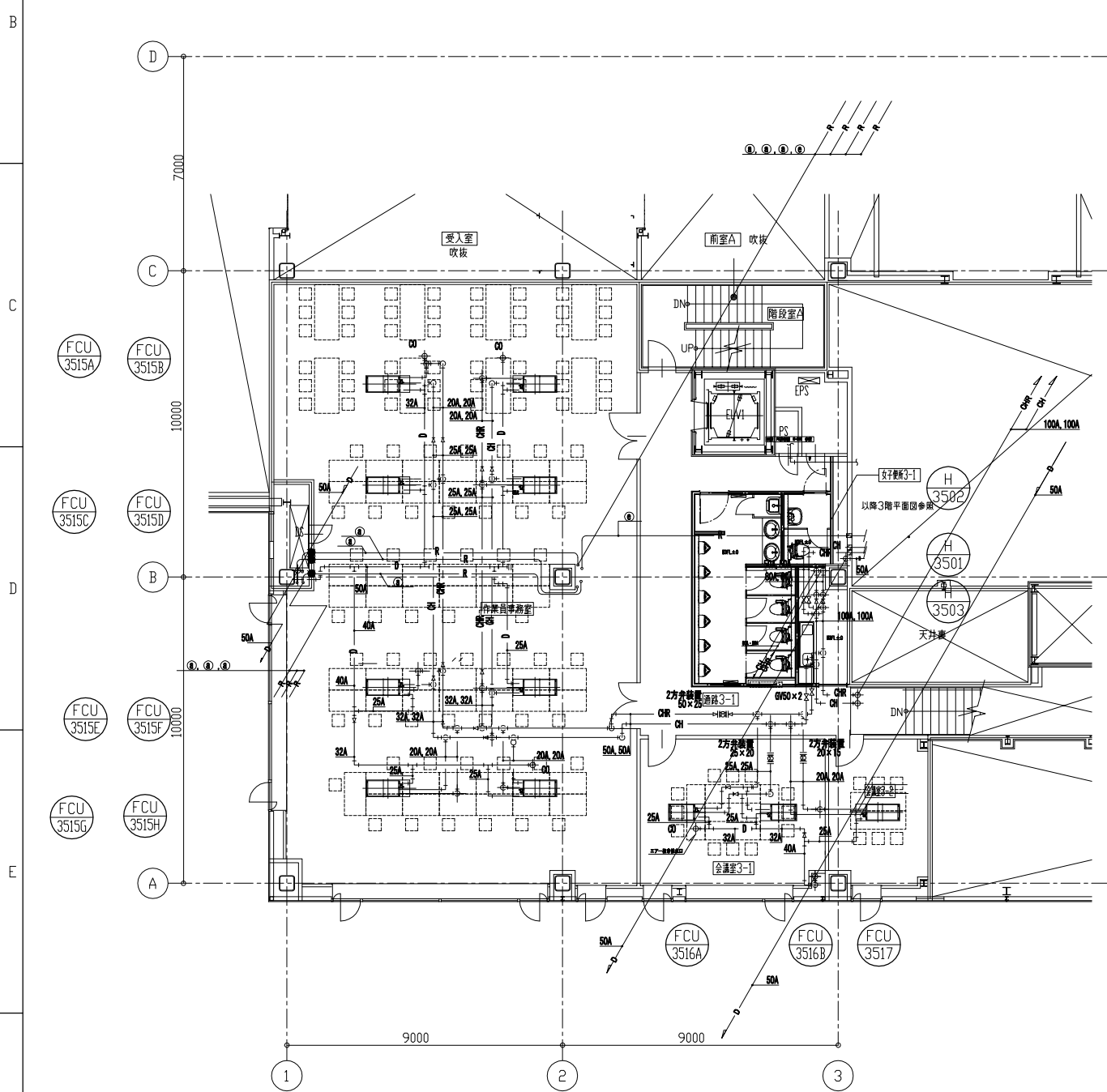
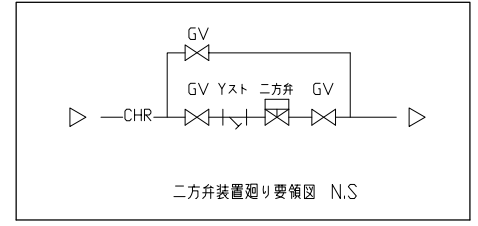
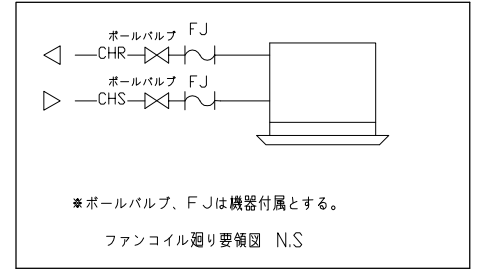
冷媒管 配管サイズ

記号	液管	ガス管	備考
㉑	6.4φ	12.7φ	
㉒	9.5φ	15.9φ	
㉓	9.5φ	19.1φ	
㉔	9.5φ	22.2φ	
㉕	12.7φ	25.4φ	

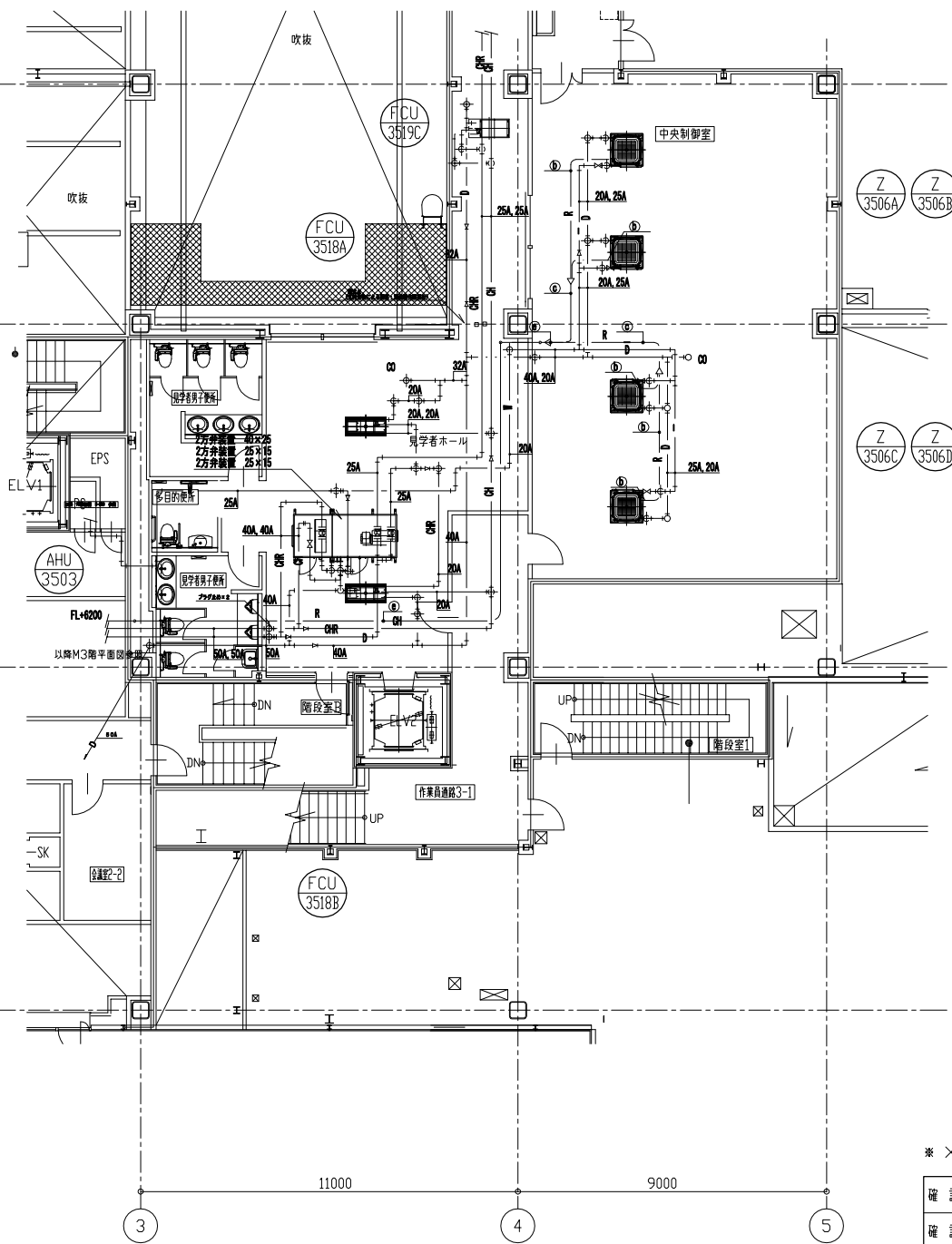
■ 防火区画貫通処理部分

バルブリスト

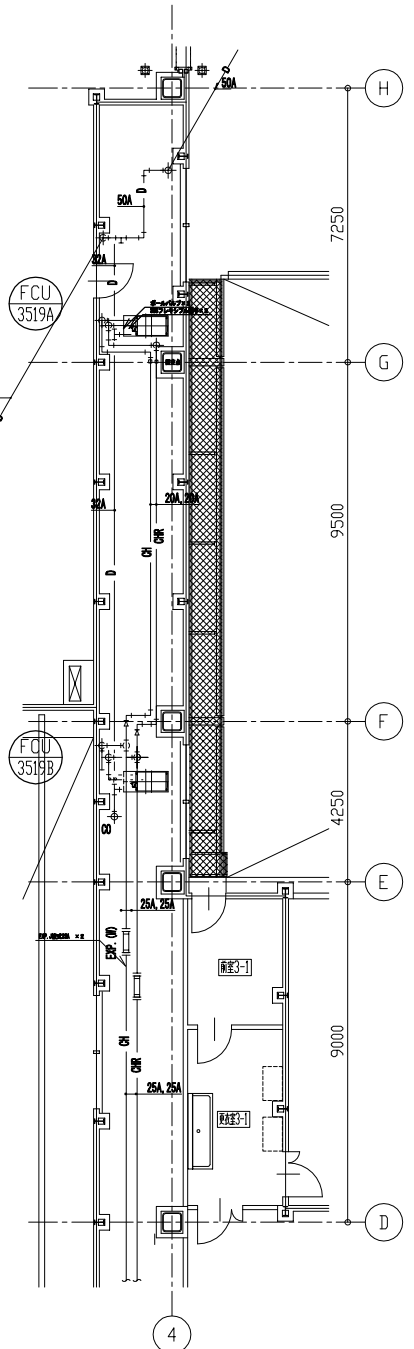
AHU-3503		
FJ50	2	冷温水
GV50	2	冷温水
GV20	1	加湿
GV20	1	水抜
2方弁装置50X25	1	冷温水
圧力計	2	
温度計	2	



M3階平面図



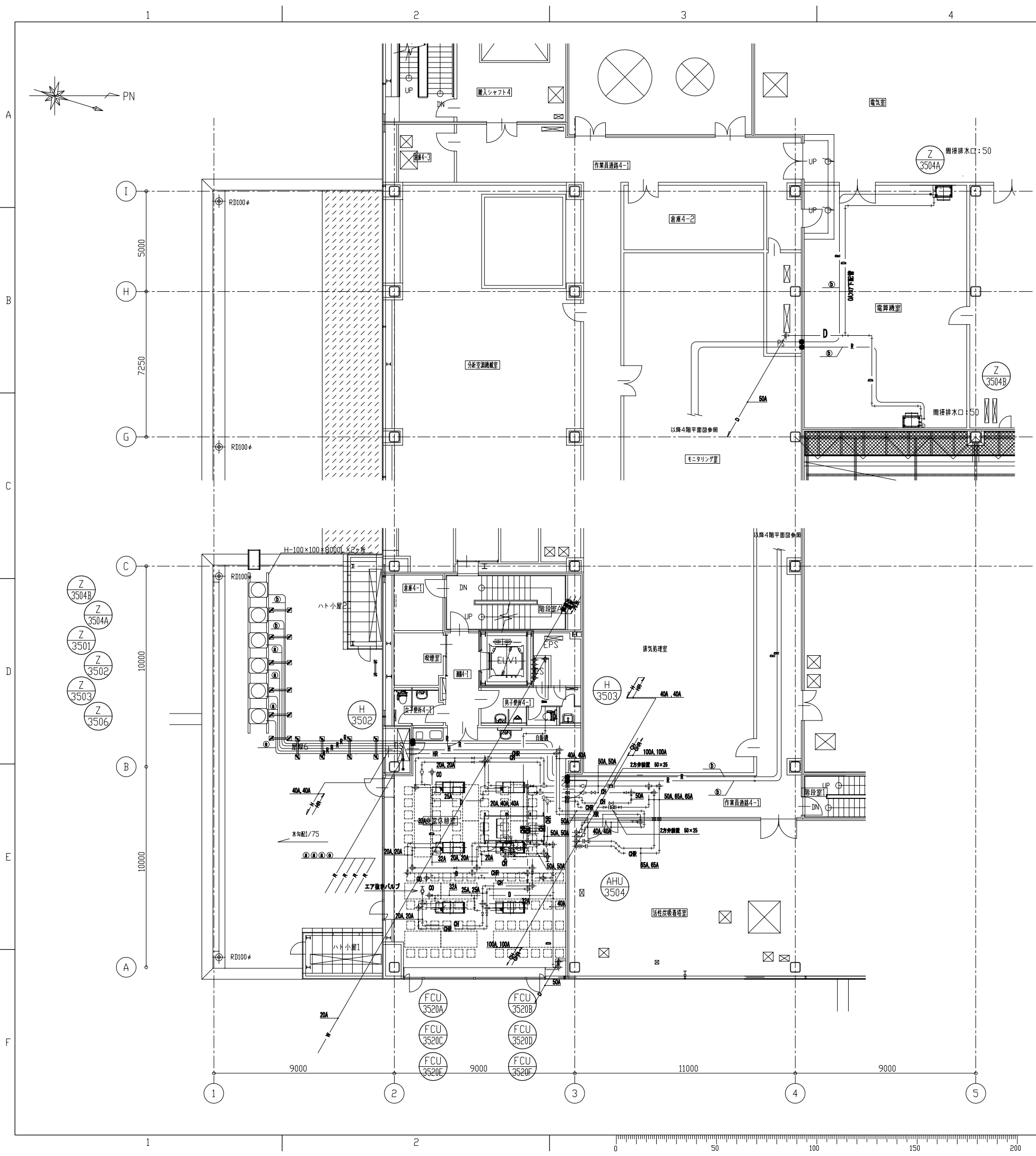
3階平面図



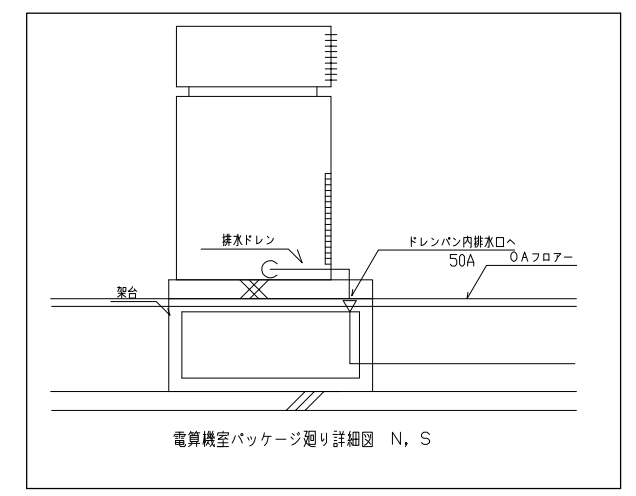
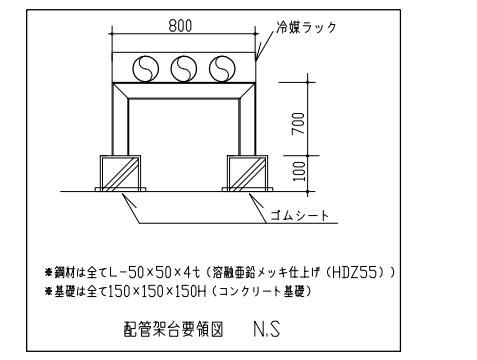
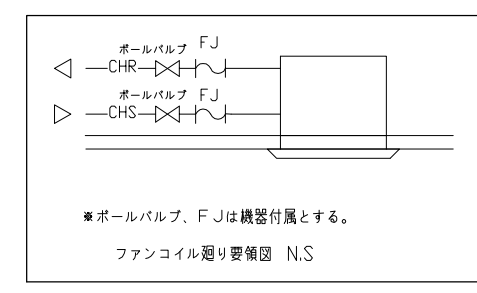
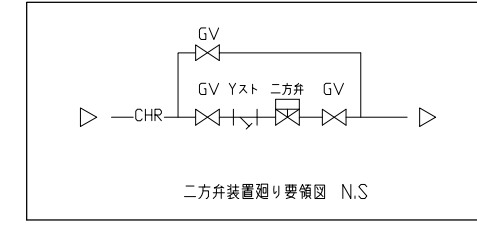
\* × 部は伸縮継手固定点を示す。

確認	太田	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	松田 平井	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)
検図	武山	図面名称	建築機械設備 空調設備 3・M3階配管平面詳細図
製図	金沢 三浦	縮尺	1:100
組立図番			室蘭P2異工種建設工事共同企業体
図法	A1		CM2PZRM1024

■ 一級建築士 第329809 駒澤 謙吾  
■ 設備設計一級建築士 第753 鈴木光香  
設備関係規定に適合することを確認した



改正番号	改正項目	確認



バルブリスト

AHU-3504		
FJ50	2	冷温水
GV50	2	冷温水
GV20	1	加湿
GV20	1	水抜
GV20	1	空気抜
AV20	1	
2方弁装置50X25	1	冷温水
圧力計	2	
温度計	2	

冷媒管 配管サイズ

記号	液管	ガス管	備考
(a)	6.4φ	12.7φ	
(b)	9.5φ	15.9φ	
(c)	9.5φ	19.1φ	
(d)	9.5φ	22.2φ	
(e)	12.7φ	25.4φ	

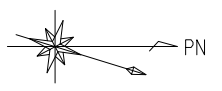
■ 防火区画貫通処理部分

■一級建築士 第329809 駒澤 謙吾

■設備設計一級建築士 第753 鈴木光香  
設備関係規定に適合することを確認した

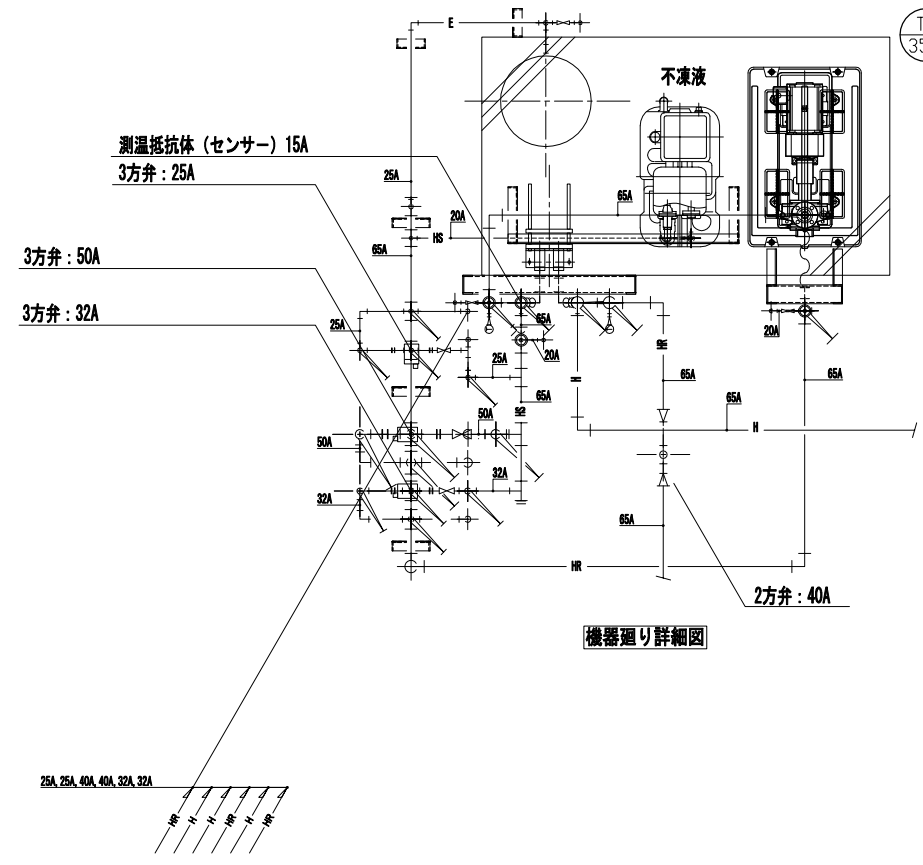
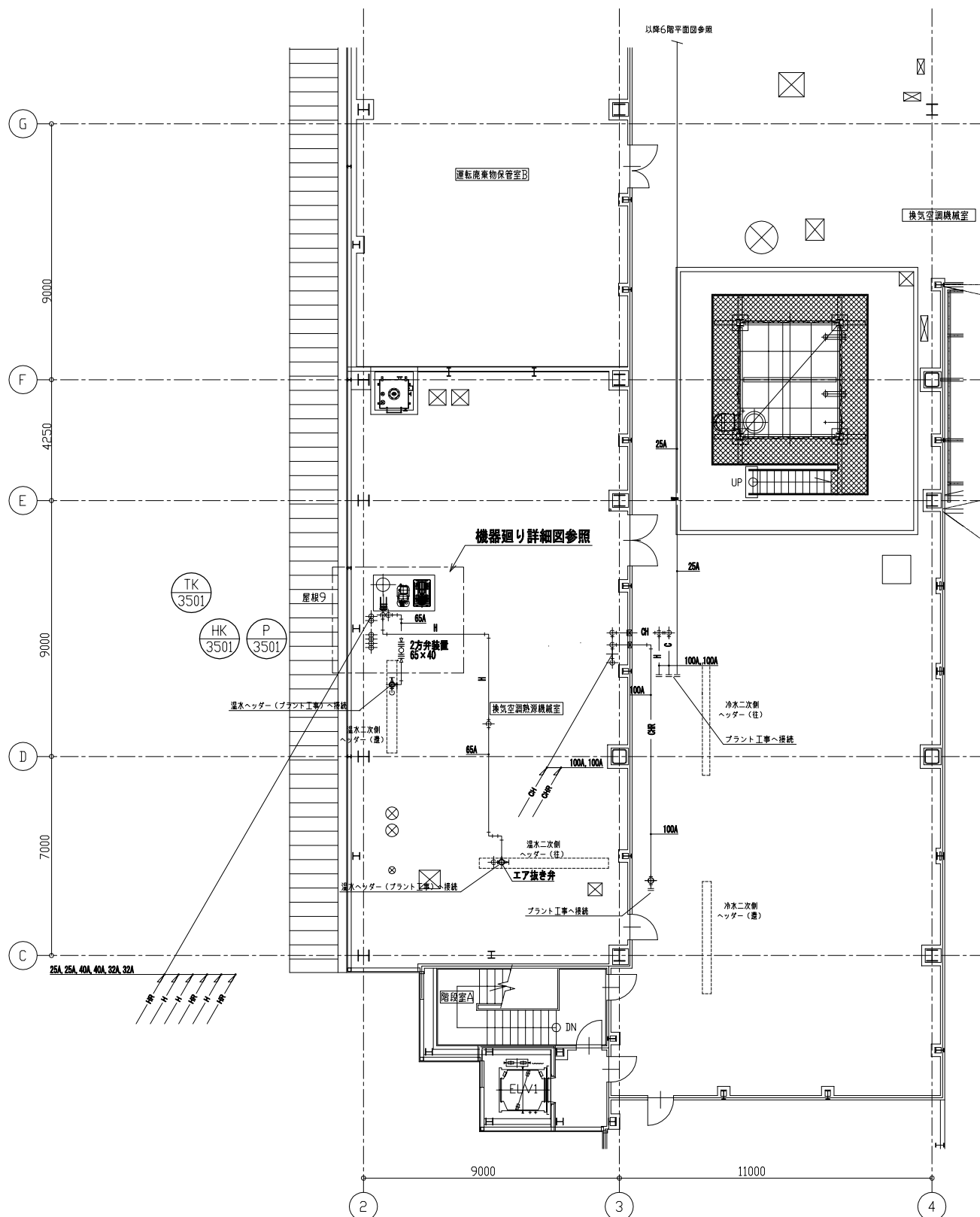
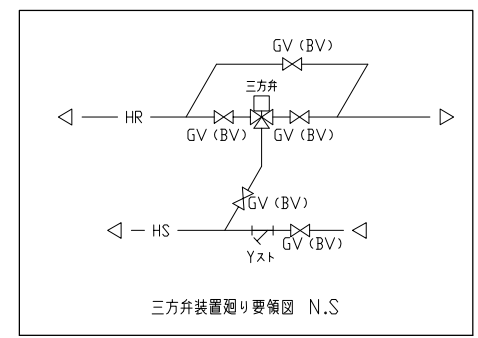
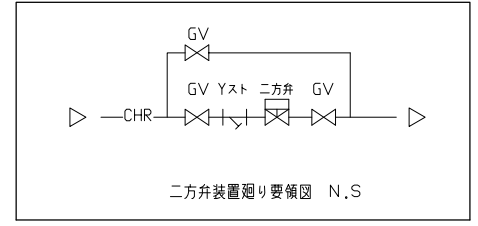
確認	太田	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	松田 平井	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)
検閲	武山	図面名称	建築機械設備 空調和設備 4階配管平面詳細図
製図	金沢 三浦	縮尺	1:100
組立図番			室蘭P2異工種建設工事共同企業体
図法	A1		CM2PZRM1025

改正番号	改正項目	確認



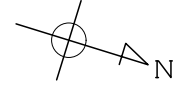
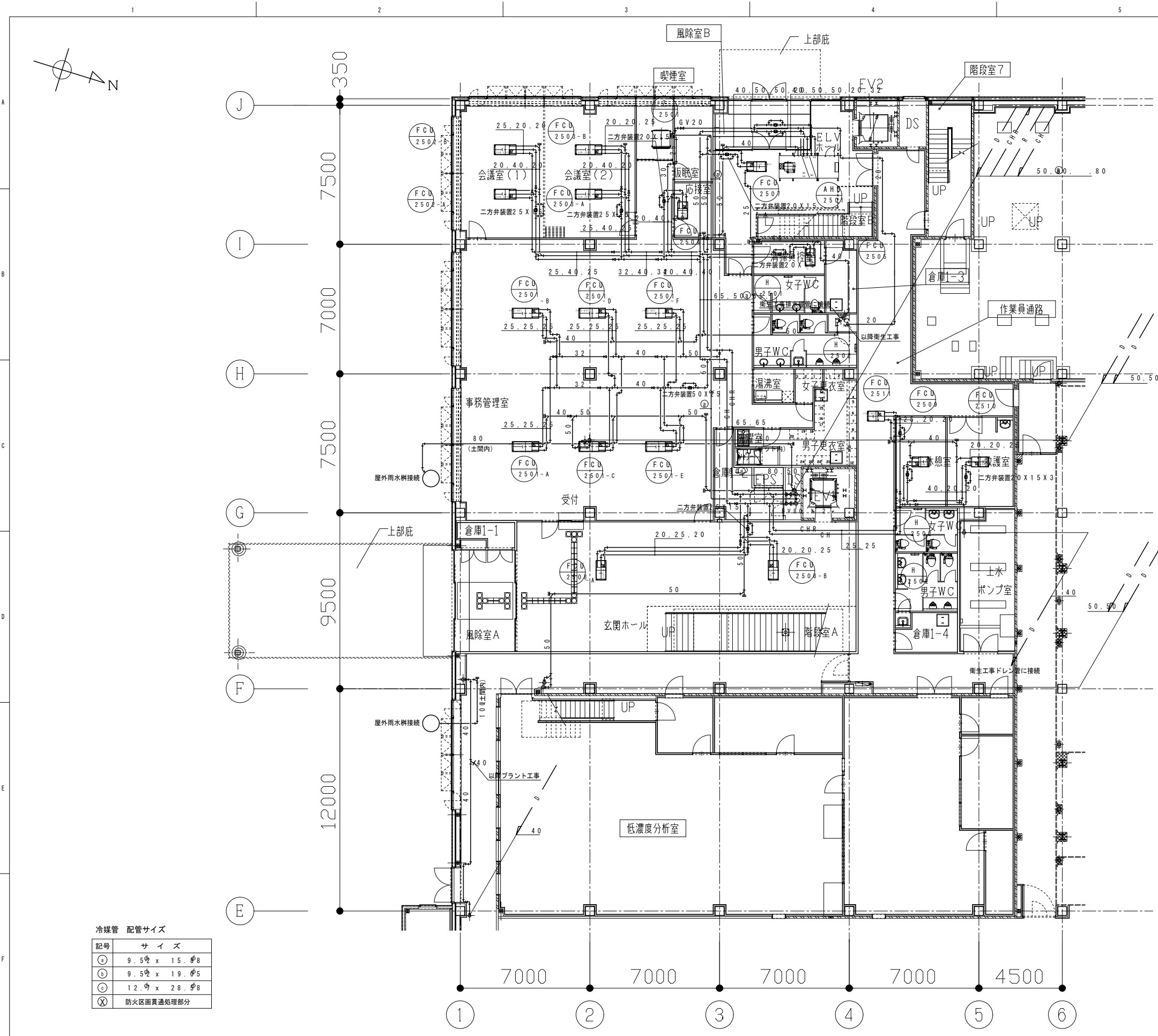
バルブリスト

HK-3501		
BV65	4	温水
GV20	2	水抜
GV20	1	空気抜
AV20	1	
温度計	2	
P-3501		
BV65	2	温水
CV65	1	温水
防振継手	2	温水
GV20	1	水抜
GV20	1	空気抜
AV20	1	
圧力計	1	
温度計	2	
TK-3501		
GV25	1	脚張
GV20	2	補給水
BT20	1	
GV20	1	空気抜
AV20	1	
GV25	1	ドレン
防虫網50	1	通気
透気口32	1	



■一級建築士 第329809 駒澤 謙吾  
 ■設備設計一級建築士 第753 鈴木光香  
 設備関係規定に適合することを確認した

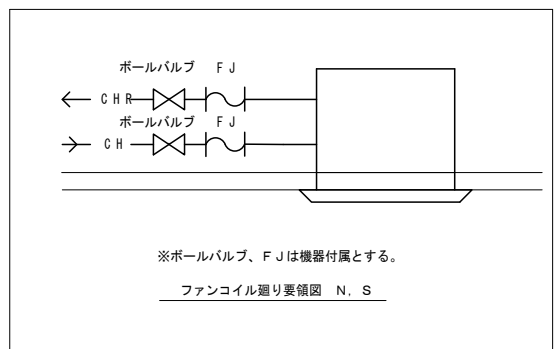
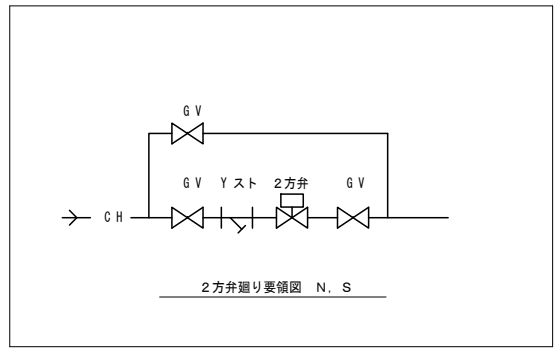
確認	太田	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	松田 平井	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)
検図	武山	図面名称	建築機械設備 空調設備 6階配管平面詳細図
製図	金沢 三浦	縮尺	1:100
組立図番			空蘭P2異工種建設工事共同企業体
図法	A1		CM2PZRM1026



冷媒管 配管サイズ

記号	サイズ
Ⓐ	9.5φ x 15.φ8
Ⓑ	9.5φ x 19.φ5
Ⓒ	12.φ x 28.φ8
ⓧ	防火区画貫通処理部分

改正番号	改正項目	確認

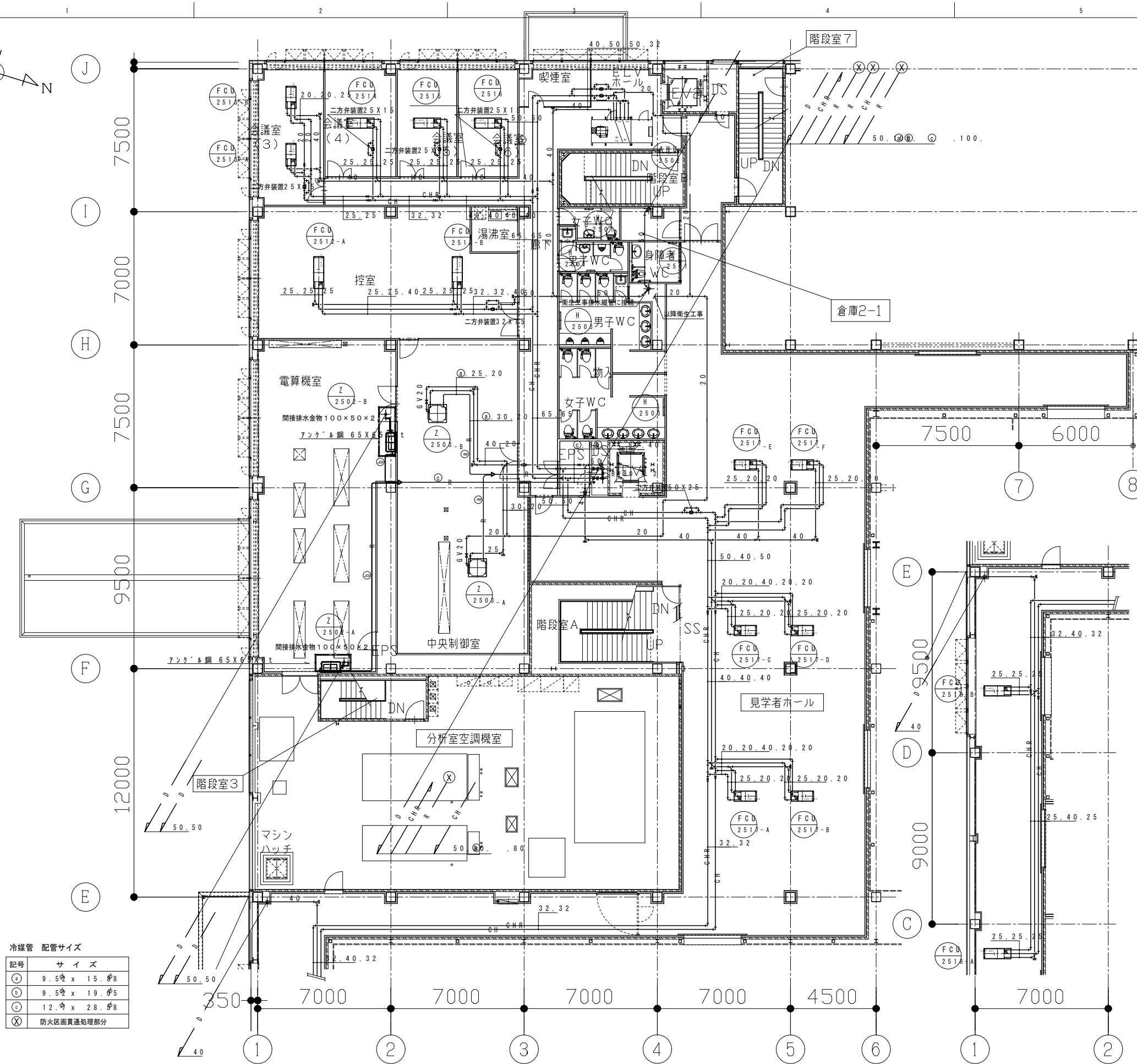
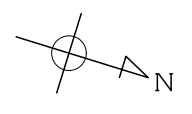


バルブリスト

AHU-2501		
FJ50	2	冷温水
FJ32	2	プレ (温水)
GV50	2	冷温水
GV32	2	プレ (温水)
GV20	1	加温用
GV20	2	水抜用
GV20	3	空気抜用
AV20	3	
2方弁装置50X32	1	冷温水
2方弁装置32X20	1	プレ (温水)
圧力計	4	
温度計	4	

確認	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設 新築工事
検図	図面名称	建築機械設備 空調和設備 管理棟 1階配管平面図
検図	縮尺	1:100
検図	組立図書	新日鐵・日鋼・神鋼環境 異工種建設工事共同企業体
検図	図法	A1
検図	図番	CMPRM1213

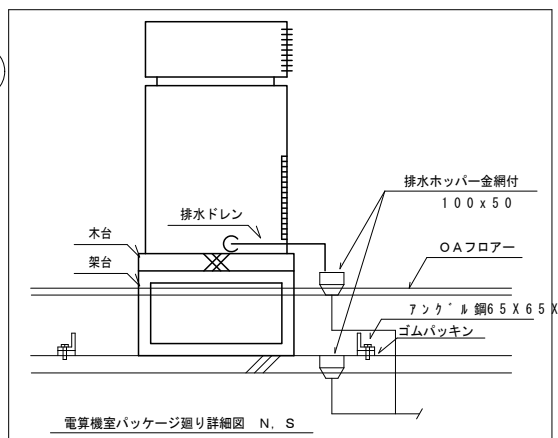
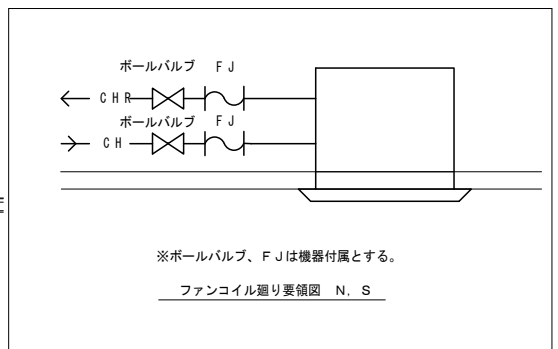
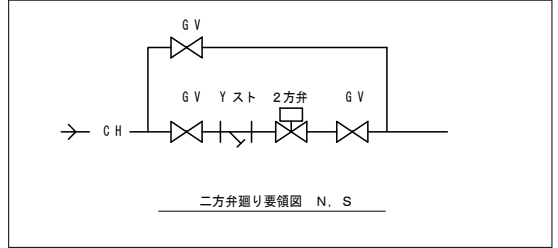




冷媒管 配管サイズ

記号	サイズ
Ⓐ	9.5φ x 15.φ8
Ⓑ	9.5φ x 19.φ5
Ⓒ	12.φ x 28.φ8
ⓧ	防火区画貫通処理部分

改正番号	改正項目	確認



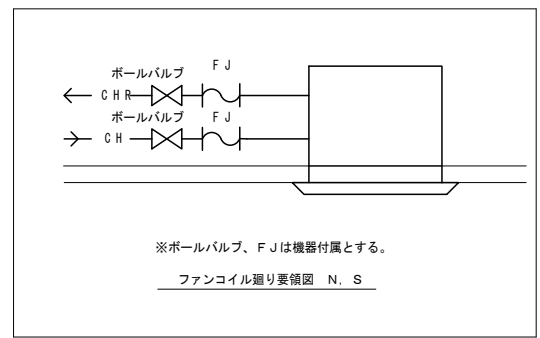
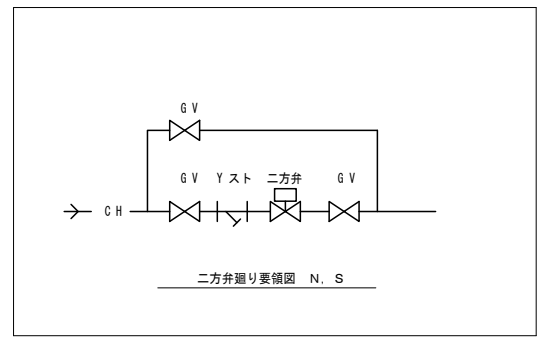
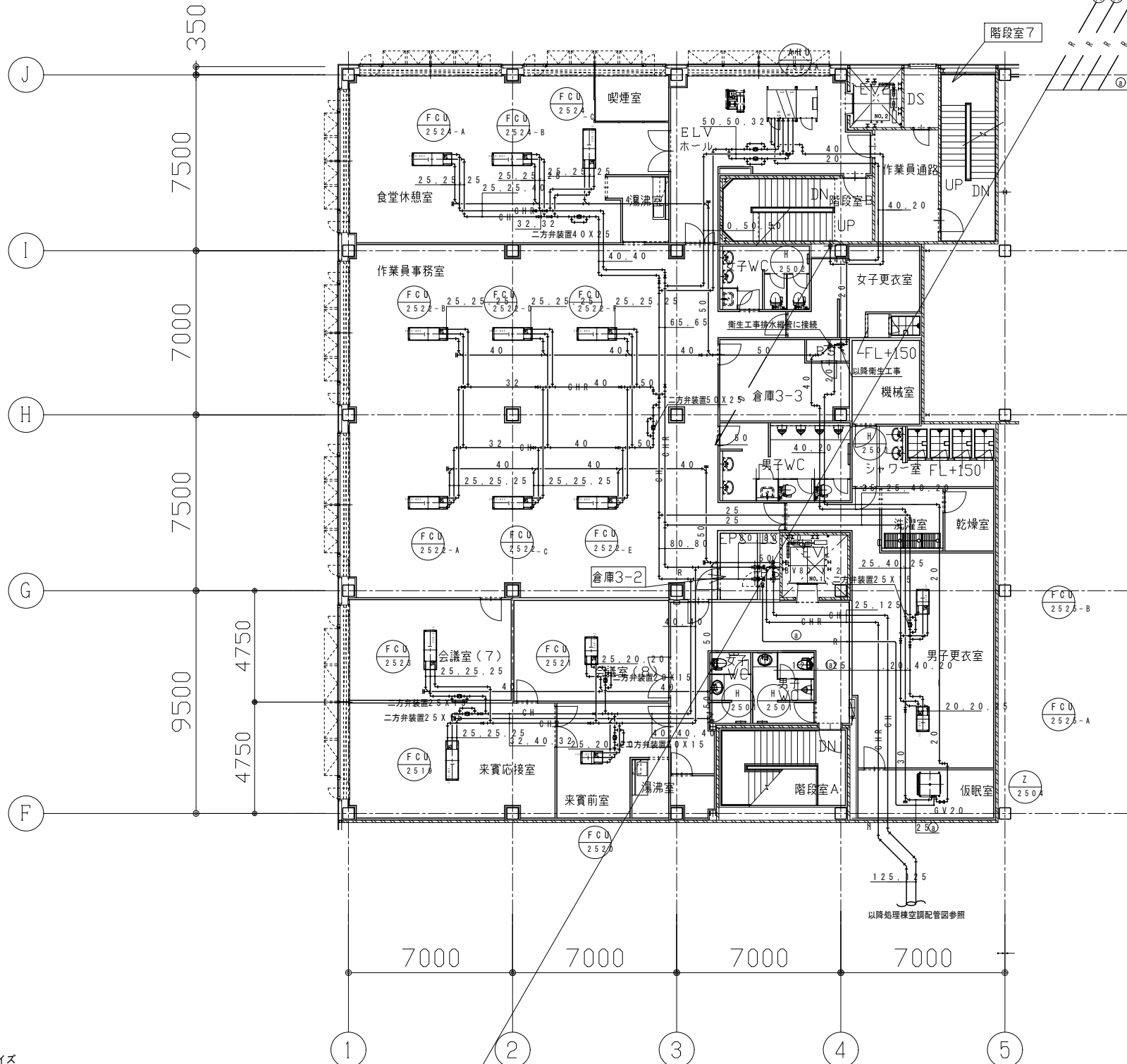
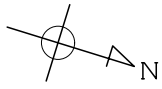
バルブリスト

AHU-2502			
FJ50	2	冷温水	
FJ32	2	プレ(温水)	
GV50	2	冷温水	
GV32	2	プレ(温水)	
GV20	1	加温用	
GV20	2	水抜用	
GV20	3	空気が抜用	
AV20	3		
2方弁装置50X32	1	冷温水	
2方弁装置32X20	1	プレ(温水)	
圧力計	4		
温度計	4		

確認	顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認	工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設 新築工事
検図	図面名称	建築機械設備 空調和設備 管理棟 2階配管平面図
製図	縮尺	新日鐵・日鋼・神鋼環境 異工種建設工事共同企業体
組立図番	1:100	CMPRM1214
図法	A1	



改正番号	改正項目	確認

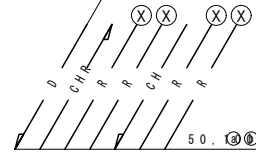


バルブリスト

AHU-2502	
FJ50	2 冷温水
FJ32	2 プレ (温水)
GV50	2 冷温水
GV32	2 プレ (温水)
GV20	1 加温用
GV20	2 水抜用
GV20	3 空気抜用
AV20	3
2方弁装置50x32	1 冷温水
2方弁装置32x20	1 プレ (温水)
圧力計	4
温度計	4

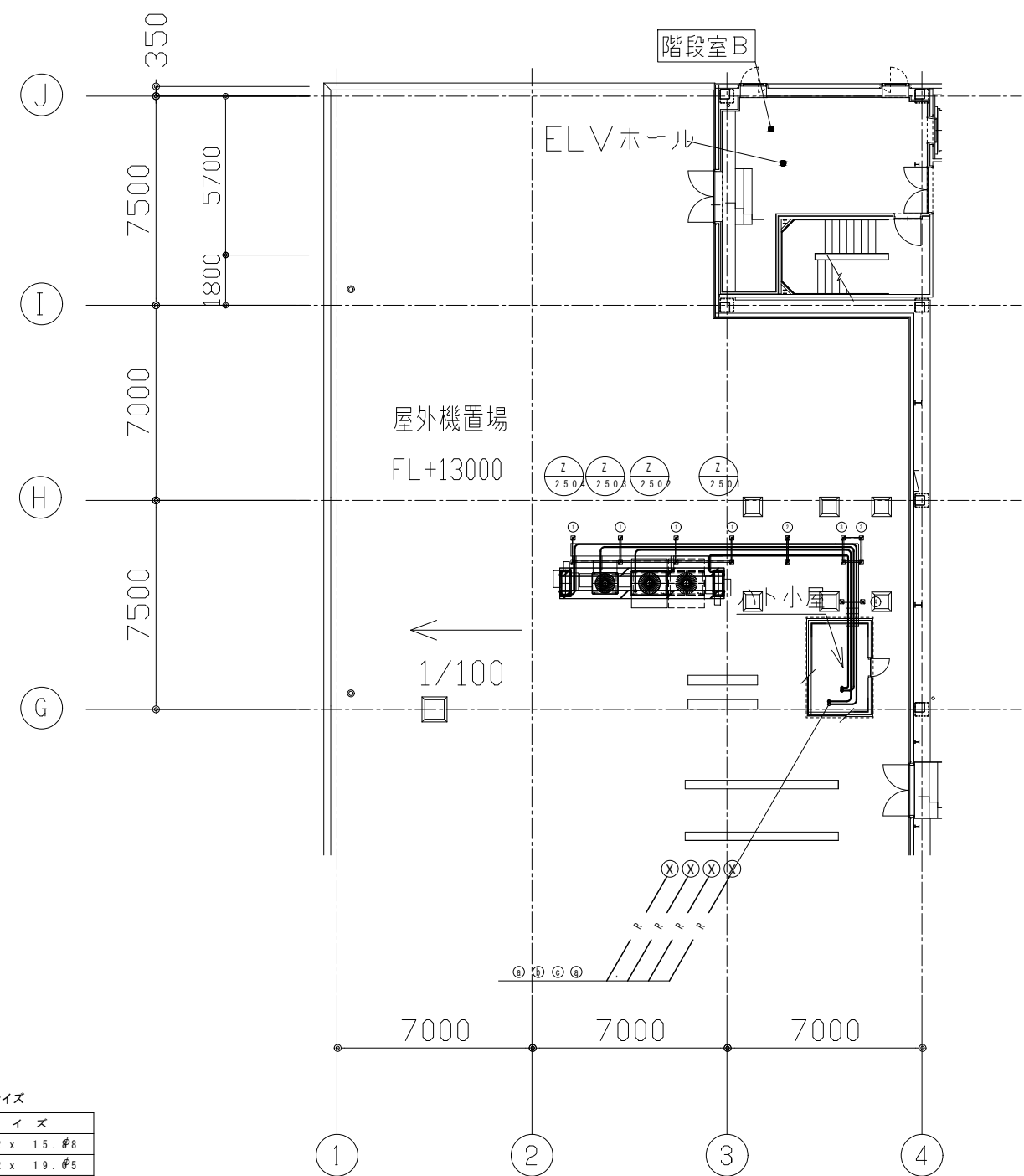
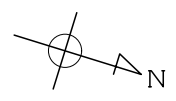
冷媒管 配管サイズ

記号	サイズ
⊙	9.5φ x 15.φ8
○	9.5φ x 19.φ5
◎	12.φ x 28.φ8
⊗	防火区画貫通処理部分



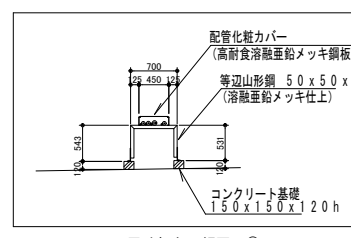
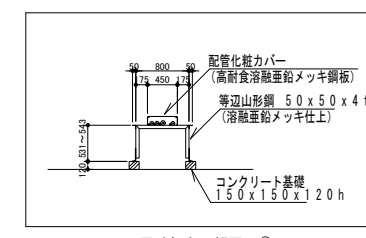
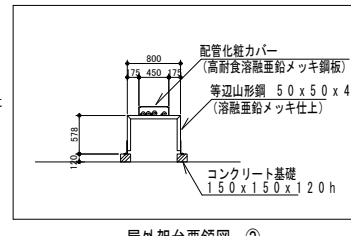
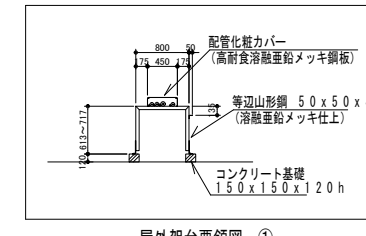
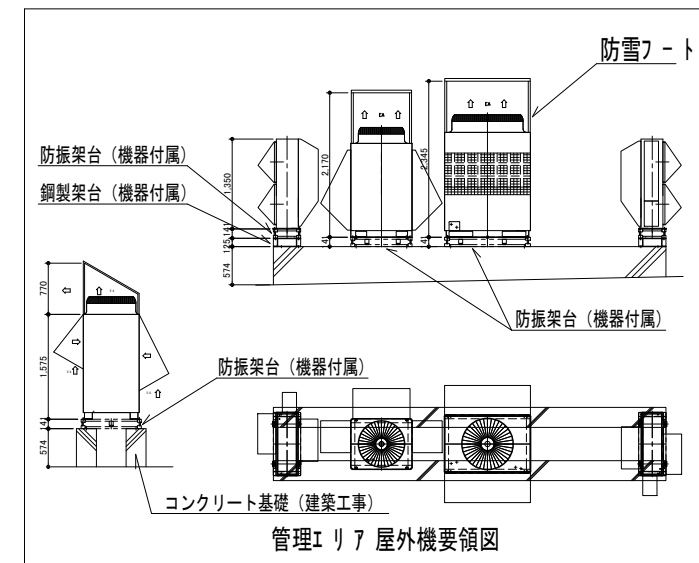
確認		顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認		工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設 新築工事
検閲		図面名称	建築機械設備 空調調和設備 管理棟 3階配管平面図
検閲		縮尺	1:100
製図		組立図番	新日鐵・日鋼・神鋼環境 異工種建設工事共同企業体
製図		図法	A1
			CMPRM1215

改正番号	改正項目	確認



冷媒管 配管サイズ

記号	サイズ
○	9.5φ x 15.φ8
◎	9.5φ x 19.φ5
◎	12.φ x 28.φ8
⊗	防火区画貫通処理部分



確認		顧客	日本環境安全事業株式会社 様
確認		工事名称	北海道PCB廃棄物処理施設 新築工事
検図		図面名称	建築機械設備 空調和設備 管理棟 4階配管平面図
検図		縮尺	1:100
製図		組立図番	新日鐵・日鋼・神鋼環境 異工種建設工事共同企業体
製図		図法	A 1
製図			CMPRM1216

# 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和5年2月22日付で公告のありました北海道PCB廃棄物処理施設 建築施設維持管理業務(令和5年度)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告2競争参加資格の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格(資格の種類:役務の提供等、営業品目:建物管理等各種保守管理、競争参加地域:北海道)を有すること。ただし、令和4・5・6年度と同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。また、令和4・5・6年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- 北海道内に本支店又は営業所を有することを確認できる書類(登記簿又は企業パンフレット等)

## 質問・回答書

業務名	北海道PCB廃棄物処理施設 建築施設維持管理業務（令和5年度）		
会社名	印		
担当者名	印		
質問番号	仕様書頁	質問	回答

- 1 質問がある場合はこの様式により提出してください。
- 2 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## 開札立会申込書

件名	北海道PCB廃棄物処理施設 建築施設維持管理業務（令和5年度）
開札日時	令和5年3月23日（木）午前10時30分
開札場所	北海道室蘭市仲町14番地7 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 当初施設1F事務室
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	TEL 印

### ※注

- ①入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。  
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ②開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③本書面の提出  
提出期限 令和5年3月22日（水）午後2時  
提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7  
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課  
FAX0143-22-3111 電話0143-22-3001  
提出方法 持参、郵送又はFAX